

面積比例控除額の計算書

1 借地権等又は底地の場合の面積比例控除額の計算				名称 (氏名)	
土地等の区分 (一般分) 1/2 特例分 2/3 特例分 1/5 特例分	借地権等 又は底地 の区分	①	②	③ 控 除 額	
		借地権等又は 底地の割合	面 積	(一般分)	3万円×①×②
		%	m ²	1/2 特例分	3万円×①×②×1/2
				2/3 特例分	3万円×①×②×2/3
				1/5 特例分	3万円×①×②×1/5
					円

第2表 (平成 年分)

2 面積比例控除額の計算

一般分土地等	更 地 等	3万円 × . m ² =	円	
	借地権等又は底地	(上記1により計算した金額)	円	
課土 税	1/2 特例分	更 地 等	3万円 × . m ² × 1/2 =	円
		借地権等又は底地	(上記1により計算した金額)	円
価 地 格	2/3 特例分	更 地 等	3万円 × . m ² × 2/3 =	円
		借地権等又は底地	(上記1により計算した金額)	円
特 例 等	1/5 特例分	更 地 等	3万円 × . m ² × 1/5 =	円
		借地権等又は底地	(上記1により計算した金額)	円
合 計			円	
		×		

申告書第2表（面積比例控除額の計算書）（KSKシステム用）の記載要領

1 この表は、KSKシステムが導入された署において「申告書第2表（借地権等又は底地の場合の面積比例控除額の計算書）」に代えて使用する。

2 「1借地権等又は底地の場合の面積比例控除額の計算」表の各欄

この表は、課税対象となる土地等のうちに借地権等又は底地が含まれている場合において、その借地権等又は底地についての面積比例控除額を計算するときに使用する。

(1) 「土地等の明細書」の「一般分」、「1/2特例分」、「2/3特例分」及び「1/5特例分」のそれぞれの別に、記載されている土地等のうちから借地権等又は底地に該当するものを抽出する。

(2) (1)により抽出した「一般分」、「1/2特例分」、「2/3特例分」及び「1/5特例分」ごとの借地権等及び底地を、更に借地権等又は底地の価額が更地の価額（評価上の自用地としての価額）に占める割合（以下「借地権等又は底地の割合」という。）の異なるごとに、次の順序で上から記載する。この場合、「③控除額」欄は、この欄の（ ）内に示す算式に従い計算した金額を記載する。

- イ 土地等の区分の「一般分」の借地権等
- ロ 土地等の区分の「一般分」の底地
- ハ 土地等の区分の「1/2特例分」の借地権等
- ニ 土地等の区分の「1/2特例分」の底地
- ホ 土地等の区分の「2/3特例分」の借地権等
- ヘ 土地等の区分の「2/3特例分」の底地
- ト 土地等の区分の「1/5特例分」の借地権等
- チ 土地等の区分の「1/5特例分」の底地

なお、「土地等の区分」の「一般分」、「1/2特例分」、「2/3特例分」及び「1/5特例分」ごとに「③控除額」欄の金額の小計を求める。

注) 土地等の区分（一般分・1/2特例分・2/3特例分・1/5特例分）、借地権等又は底地の区分及び借地権等又は底地の割合がいずれも同じである借地権等又は底地が2以上ある場合には、それらの面積を合計することにより、一つの欄の記載で済ませることができる。

3 「2面積比例控除額の計算」表の各欄

この表の各欄は、面積比例控除額を基礎控除とする場合に使用する。

(1) 「土地等の明細書」の「一般分」、「1/2特例分」、「2/3特例分」及び「1/5特例分」のそれぞれの別に、記載されている土地等について、次により更地等又は借地権等若しくは底地に区分する。

- イ 更地等 次の借地権等又は底地に該当しない土地
- ロ 借地権等 地価税法第2条第2号（定義）に規定する借地権等
- ハ 底地 借地権等の設定されている土地

(2) 更地等については、該当する「更地等」欄にその面積及び控除額を記載する。また、借地権等又は底地については、上記2「1借地権等又は底地の場合の面積比例控除額の計算」表で計算した面積比例控除額を該当する欄に転記する。

4 「※」欄は、申告書提出者においては記載を要しない。